

令和6年度 鎌ヶ谷市立初富小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

（3）学校及び学校の教職員の責務

- ・すべての児童が参加、活躍できるように授業を工夫するとともに、分かる授業づくりを進める。
- ・児童が心穏やかに充実した生活のできる学級経営を行う。
- ・いじめを絶対に許さない心を育てるように日々の指導を行う。
- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、全校体制でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、教職員個々ではなく、全校体制で適切かつ迅速に対処する。

（4）児童の心構え

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを受けたら、がまんしない。
- ・いじめを受けたら、お家の人や先生に相談をする。
- ・いじめを見たり聞いたりしたら先生に報告をする。
- ・いじめられる友達の気持ちを理解し、いじめを絶対に許さない。

2. いじめ対策のための組織について

（1）組織の構成

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時や状況に応じて、関係の深い教職員やPTA代表や学校評議員等を追加するなどの柔軟な組織とする。なお追加する場合は校長の承認を得ることとする。

①日常的な業務（いじめ防止対策部）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・副主任・各学年の生徒指導担当教諭・養護教諭・教育相談担当・特別支援担当・長欠対策担当

②いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、養護教諭、担任、関係学年の担任、関係学年職員、その他必要に応じて、部活動顧問、教育相談担当、学区スクールカウンセラー等

※いじめ防止対策部、関係担任、関係学年主任、その他必要に応じて人選追加する。

(2) 組織の役割

学校が全校体制で組織的にいじめの問題に取り組むにあたり、主として次の役割を遂行する。役割の遂行にあたっては、いじめ防止対策部を中心に仕事分担をする。他の職員はいじめ防止対策部の要求に従って協力する。

- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

(1) 安心・安全な学校生活

- ・初富小いじめ0のちかい
- ・授業中の規律の徹底（チャイム着席、ノーチャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・教室環境の整備
- ・学級経営の充実（児童全員に役割を与える係活動、休み時間の過ごし方の指導、学級活動の充実）
- ・教職員の不適切な発言や体罰に対するの留意

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・自己決定の場がある授業づくり
- ・児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- ・共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ・自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助
- ・教職員による相互の授業参観の実施

(3) 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ・学校教育目標及び初富小五つの愛「学び合い 鍛え合い 助け合い 励まし合い 元気なあいさつ」の実現を目指した指導
- ・道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- ・体験学習の実施（修学旅行・林間学校・職場体験等）
- ・あいさつ運動、異学年交流の実施

4. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- ・アンケート調査（年2回 6月・12月に実施）
- ・教育相談の実施（年3回 6月・9月・2月に実施）
- ・個人面談の実施（年1回 7月に実施）
- ・家庭への電話連絡（必要に応じて）
- ・教職員間における情報の共有
- ・学年会での情報の共有
- ・生徒指導部会での情報の共有

- ・職員会議等での職員間における情報交換、共通理解
- ・授業時間外の児童の様子の確認
- ・問題兆候の把握

5. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- (1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
 - ・相談箱の設置（校長室と保健室前に設置）
 - ・担任だけでなく全教職員への相談
 - ・養護教諭への相談
 - ・教育相談担当への相談
 - ・年度初めに相談できる教員の紹介（相談窓口カード）
- (2) 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知

鎌ヶ谷市教育委員会(学校教育課指導室)	047 - 445 - 1141
鎌ヶ谷市適応指導教室(ふれあい談話室)	047 - 445 - 4953
鎌ヶ谷市青少年センター	047 - 445 - 4393
鎌ヶ谷市こども総合相談室	047 - 445 - 1328
24 時間子ども SOS ダイヤル	0120 - 0 - 78310 (なやみ言おう)
子どもの人権 110 番	0120 - 007 - 110
千葉県ヤングテレホン	0120 - 783 - 497 (ナヤミヨクナル) (祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで)
市川児童相談所	047 - 370 - 1077 (総合窓口) 047 - 370 - 5286 (電話相談)
子ども家庭110番	043 - 252 - 1152 (県下全域(千葉市を除く)を対象 毎日 午前8時30分～午後8時)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120 - 415 - 446
青少年インターネット目安箱	047 - 445 - 4307 (平日 午前9時～午後3時) https://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/soudan/meyasubako.html

6. いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも全校体制で組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

- (1) 対応の流れ
 - ・いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
 - ・事情聴取（原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童生徒の順に行う）
 - ・いじめ防止対策部の緊急会議（方針の明確化）
 - ・適切な指導
 - ・保護者への連絡と協力要請
 - ・関係機関、専門機関との連携
 - ・教育委員会への報告

(2) いじめ問題に対する指導

- ・いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- ・いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- ・全児童への指導
- ・保護者への対応（速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する）
- ・いじめた児童生徒に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ・該当の保護者・家庭との連携
- ・地域や関係機関との連携

(3) 重大事態への対処について

- ・重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ▶ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態が発生した際には、その旨を鎌ヶ谷市教育委員会に報告する。
（重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。）

※いじめ対策会議の開催

- ・いじめ防止対策部会
- ・緊急職員会議
- ・警察や関係機関との連携

7. その他について

- ・いじめ防止基本方針は初富小学校ホームページに掲載し、公表する。
- ・いじめ防止対策部及び職員会議で点検、評価し、改善する。
- ・保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・評価を分析し、取り組みの見直しをする。

この基本方針は、今後、いじめ防止対策部が中心となり、全教職員で、取り組みの点検・評価し、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

8. 年間計画

	会議等	未然防止※	早期発見
4月	いじめ防止対策部 ・基本方針 ・年間計画 ・学期始め欠席者確認 ・初小の約束 携帯電話手紙配布 ・相談窓口カードの配付	・初富小いじめ0のちかい ・初富小五つのあい ・6年1年お手伝い ・1・2年交流 ・授業参観	・懇談会 (保護者からの情報収集)
5月	推進委員会 五中学区安全ネットワーク会議 安全主任地区別協議会	・運動会	
6月	推進委員会 学校評議員会議	・異学年交流① ・土曜参観	・教育相談週間 ・市いじめアンケート
7月	推進委員会 PTA 地域パトロール報告会	・2年人権教室	・個人面談
8月			
9月	推進委員会	・新体力テスト ・異学年交流②	・教育相談週間
10月	推進委員会 学校評議員会議	・5年林間学校	
11月	推進委員会	・6年修学旅行 ・土曜参観、初小祭 ・全校持久走大会 ・異学年交流③	
12月	推進委員会 PTA 地域パトロール報告会		・市いじめアンケート
1月	推進委員会	・異学年交流④	・学校評価アンケート (児童、保護者、職員) ・学校生活アンケート
2月	推進委員会 学校評議員会議	・授業参観 ・異学年交流⑤ ・6年生を送る会	・懇談会 ・教育相談週間
3月	推進委員会 取組評価 (学校評価公表) PTA 地域パトロール報告会		

いじめ対策会議 (情報交換・取組等)

いじめ対策会議 (情報交換・取組等)

いじめ対策会議 (情報交換・取組等)

いじめの疑い ↓ 緊急会議

※年間を通しての活動

- ・あいさつ運動
- ・道徳教育の充実
- ・教育ミニ集会
- ・わかる授業の推進 (校内研究、相互参観、その他研修)
- ・特別支援学級の清掃交流
- ・教育相談箱の設置



初富小学校いじめゼロのちかい

- ① ^{ぜったい}絶対に人をいじめません。
- ② いじめられている人^{ひと}を助^{たす}けます。
- ③ いじめられたら、すぐ^いに言います。
- ④ いじめ^みを見たり、聞^きいたりしたら
すぐ^いに言います。
- ⑤ 人^{ひと}をいじめない、やさしい人^{ひと}になります。

はつとみしょうがっこう はつとみしょうがっこう こ たち
初富小学校の初富小学校の子ども達は、
いじめられる友達^{ともだち}の気持^きちを理^り解^{かい}し、
「いじめゼロのちかい」を^{まも}守り、
いじめを^{ぜったい}絶対に^{ゆる}許さないことをちかいます。